



山形県公報

平成25年4月19日(金)
第2437号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……547
- 公共測量の終了の通知……………(農村整備課) ……548
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……549
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……550
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(用地課) ……551
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……552
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……553
- 同……………(同) ……555
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……556
- 同……………(同) ……557
- 同……………(同) ……558
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 病院事業局関係

#### 告 示

- 指定代理納付者の指定……………559

## 告 示

### 山形県告示第412号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人すぎな<br>長井市森字和合654番地     | NPO福祉支援センターすぎな<br>長井市森字和合654番地 | 生 活 介 護         | 平成25. 3. 31 |

|   |   |            |   |
|---|---|------------|---|
| 同 | 同 | 就労継続支援（B型） | 同 |
|---|---|------------|---|

**山形県告示第413号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
南陽市
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年7月6日から平成25年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（補助基準点測量）

**山形県告示第414号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成24年12月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
坂井、法師柳、長瀬及び西落合の各一部
- 5 認証年月日  
平成25年4月9日

**山形県告示第415号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
西村山郡大江町
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成24年12月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西村山郡大江町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字柳川の一部
- 5 認証年月日  
平成25年4月9日

## 山形県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 武 田 衛   | 天童市荒谷69-1  |
| 同        | 佐 藤 顕 一 | 同 荒谷1934-1 |
| 同        | 村 形 俊 昭 | 同 荒谷7914   |
| 同        | 伊 藤 則 一 | 同 荒谷1973   |
| 同        | 武 田 雄 一 | 同 荒谷96     |
| 同        | 村 形 一 雄 | 同 荒谷7980   |
| 同        | 武 田 依 男 | 同 荒谷78     |
| 同        | 村 形 幸 雄 | 同 荒谷159    |
| 同        | 今 田 勝 雄 | 同 荒谷154-1  |
| 監 事      | 渡 辺 邦 彦 | 同 荒谷58     |
| 同        | 佐 藤 孝   | 同 荒谷185    |
| 同        | 村 形 勘 次 | 同 荒谷7943   |

## 山形県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 村 形 政 一 | 天童市荒谷7933 |
| 同        | 佐 藤 啓   | 同 荒谷43-2  |
| 同        | 佐 藤 孝   | 同 荒谷185   |
| 同        | 村 形 正 俊 | 同 荒谷7839  |

|    |       |   |            |
|----|-------|---|------------|
| 同  | 佐藤孝一  | 同 | 荒谷85       |
| 同  | 酒井金之助 | 同 | 荒谷7973-2   |
| 同  | 佐藤新二  | 同 | 荒谷1936-5   |
| 同  | 今田弘幸  | 同 | 荒谷170      |
| 同  | 武田拓   | 同 | 荒谷69-1     |
| 監事 | 佐藤顕司  | 同 | 荒谷1973-163 |
| 同  | 佐藤俊一  | 同 | 荒谷177      |
| 同  | 佐藤勝昭  | 同 | 荒谷82       |

**山形県告示第418号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成25年4月10日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第419号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028
- 3 認可年月日  
平成25年4月12日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第420号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
米沢市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成24年10月9日から平成25年3月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

**山形県告示第421号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道
  - (2) 名 称 鶴岡公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第422号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 東根都市計画公園
  - (2) 名 称 5・6・1号大森山公園、2・2・2号鷺の森公園、2・2・6号本郷第二公園、2・2・7号さくら公園、2・2・8号まつ公園、2・2・16号みのりの樹公園、2・2・17号やすらぎ公園及び2・2・18号ふれあい公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第423号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画公園
  - (2) 名 称 2・2・3号緑ヶ丘2号公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第424号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき金山町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
金山都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第425号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 常明寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 杉の入沢川       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 見駒沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 鍋谷地沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 隔間場沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 八竜川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 滝の平         | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 芳沢          | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 堰下－ 1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 堰下－ 2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 堰下－ 3       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 堰下－ 4       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 上平－ 1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 上平－ 2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 礫石   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 荻の窪  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 上反田  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 後明   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 常明寺  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若木   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山王   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 七ツ松  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 七ツ松2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏倉   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆房   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西向   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 隔間場  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松原   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第426号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 高野沢6        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 高野沢7   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 高野沢8   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 薄沢川1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 薄沢川2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 権現堂2-1 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 権現堂2-2 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 権現堂-1  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 権現堂-2  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 権現堂-3  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小倉-1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小倉-2   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小倉-3   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小倉-4   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小倉-5   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 棚木-1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 棚木-2   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 棚木-3   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 鳴の谷地-1 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 鳴の谷地-2 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 鳴の谷地-3 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 鳴の谷地-4 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 下小屋1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小屋2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大森     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 高谷山 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|-----|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第427号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 出戸沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 出戸沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 若山          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢北二ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 弥五沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 百子沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| エズモ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小坂町沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 源蔵沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 茄子の木沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 六斗沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 土子沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小玉川－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小玉川－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小玉川－3       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 六斗沢西沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| ダダミズ沢   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| ヤスキ沢－1  | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| ヤスキ沢－2  | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 箱の口     | 別紙図面のとおりに | 地すべり    |
| 大石沢2－2  | 別紙図面のとおりに | 地すべり    |
| 玉川発電所－1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 杉の入沢川         | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 不動沢1          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 見駒沢川          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 鍋谷地沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 隔間場沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 上反田           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 後明            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 常明寺           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 若木            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 山王            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上平－1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上平－2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 七ツ松   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 七ツ松 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏倉    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菅沢    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆房    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西向    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 隔間場   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第429号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 高野沢 6         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 高野沢 7         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 高野沢 8         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 薄沢川 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下小屋 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 下小屋 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大森            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高谷山           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第430号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢北二ノ沢       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| エズモ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 源蔵沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 茄子の木沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 土子沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小玉川－1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小玉川－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小玉川－3         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 六斗沢西沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ダダミズ沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ヤスキ沢－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ヤスキ沢－2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 玉川発電所－1       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第431号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第136号
- 2 指定の場所 東根市神町西三丁目887－1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル

- 延長31.222メートル  
4 指定年月日 平成25年4月9日

## 病院事業局関係

### 告 示

#### 山形県病院事業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）に規定する料金に係る指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成25年4月19日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

- 1 指定した者 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号  
弁護士法人 舘野法律事務所  
2 指定年月日 平成25年4月19日

平成25年4月19日印刷  
平成25年4月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056